

## 検 診 業 務 委 託 契 約 書

小郡市（以下「甲」という。）と、社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第4条に規定する定期の健康診断について、甲が行う業務を小郡三井医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）に委託するにあたり、乙を丙の代理人と定め、ここに業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本契約により次の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）肺がん読影（X線間接フィルム読影）

（2）精密検査（結核）

（3）婦人科がん検診

ア 子宮がん検診（問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診）

イ 乳がん検診（問診、視診、触診）

（業務の対象者）

第2条 業務の対象者は、別表第1に定める小郡市に住民票を有する者とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成18年4月1日より平成19年3月31日までとする。

（自己負担金の徴収）

第4条 丙は、婦人科がん検診を実施した際には、別表第2に定める自己負担金（以下「自己負担金」という。）を受診者から徴収するものとする。

（委託単価）

第5条 業務の委託単価（以下「委託単価」という。）は、別表第3に定めるとおりとする。

（委託料）

第7条 業務の委託料は、次の各号のとおりとする。

（1）肺がん読影 委託単価×実施人数×0.9

（2）精密検査（結核） 委託単価×実施人数×0.9

（3）子宮がん検診 （委託単価－自己負担金）×実施人数×0.9

（4）乳がん検診 （委託単価－自己負担金）×実施人数

（支払い）

第8条 乙は、業務の終了後、その実績に応じて甲の指定する様式により、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、本契約に係る業務に関連して知り得た情報を、本契約の存続期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に洩らしてはならない。

2 乙は、業務上知り得た情報については、その管理・保管に十分留意し、事故等による漏えいの防止に必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償請求時の協力)

第10条 甲は、業務に従事した丙が、受診者から損害賠償請求を提訴された場合は、乙の要請に基づき丙に全面的に協力する。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 福岡県小郡市

小郡市長 平安正知

乙 福岡県小郡市上岩田1246番地

社団法人小郡三井医師会

会長 丸山 泉

別表第 1（第 2 条関係）

| 項 目      |        | 対 象 者                                               |
|----------|--------|-----------------------------------------------------|
| 肺がん・結核検診 |        | 平成 1 8 年 4 月 1 現在で 4 0 歳以上の人                        |
| 婦人科がん検診  | 子宮がん検診 | 平成 1 8 年 4 月 1 現在で 2 0 歳以上の偶数年齢の女性                  |
|          | 乳がん検診  | 平成 1 8 年 4 月 1 現在で 3 0 歳から 3 9 歳、及び 4 0 歳以上の偶数年齢の女性 |

別表第 2（第 4 条関係）

| 項 目    | 自己負担金                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子宮がん検診 | 1, 0 0 0 円                                                                                                                                                                |
| 乳がん検診  | 5 0 0 円                                                                                                                                                                   |
| 減免対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 1 8 年 4 月 1 現在で 7 0 歳以上の人</li> <li>老人保健法第 2 5 条第 1 項の規定により医療を受けることができる者</li> <li>生活保護法による被保護世帯の人</li> <li>市民税非課税世帯の人</li> </ul> |

別表第 3（第 5 条関係）

| 項 目                |        | 一人当たりの委託単価       |
|--------------------|--------|------------------|
| 肺がん読影（X 線間接フィルム読影） |        | 5 3 0 円（消費税含む）   |
| 精密検査（結核）           |        | 2,3 1 0 円（消費税含む） |
| 婦人科がん検診            | 子宮がん検診 | 6,8 2 0 円（消費税含む） |
|                    | 乳がん検診  | 2 0 0 0 円（消費税含む） |